

議事要旨(4)リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭、小賀坂専門委員より前回の委員会において賃貸借取引に準じた処理の廃止について確認し、特段の意見がなかったことから、この方向性に基づき、専門委員会では売買取引に準じた処理のコメントへの対応を行っていることが説明された。

専門委員会における、会計基準案に関するコメントへの主な対応の状況は以下のとおりであると、説明された。

- ・ 「リース取引開始日」の定義を明確にした。
- ・ 試案では貸手において「リース債権及びリース投資資産は流動資産に表示する。」としていたが、当該企業の主目的以外の取引により発生したものである場合にはワニヤー・ルールを適用することを提案している。
- ・ 試案では、リース債権及びリース債務について、受取り及び支払いの5年間のスケジュールを注記することとしているが、事務負担を考慮すべきとのコメントが寄せられ、検討中である。

また、適用指針案に関するコメントへの主な対応の状況は以下のとおりであると、説明された。

- ・ 不動産のリース取引について、検討を行っている。
- ・ 労務などの役務提供が含まれる取引についての取扱いを検討している。
- ・ 適用初年度開始前のリース取引についての取扱い(期首剰余金の与える影響の処理など)を検討している。

これらに関連し、委員から下記のような意見があった。

- ・ 基準7項の「リース取引開始日」について「使用収益する権利を行使することができる」について、概念フレームワークの記載と齟齬がないか。
- ・ 土地については原則的にオペレーティング・リースであると明示すると、悪用されることが懸念され、なんらかの歯止めが必要ではないか。

以 上